

# 風をよむ

No. 33 1996.09.10

編集：共産主義者同盟首都圏委員会  
発行：ウインドベル・ファクトリー  
連絡先：新宿区西新宿7-3-10  
山京ビル503-201

定価300円

定期購読：2,300円(年6回刊・送料込)

## 沖縄 「県民投票」 圧倒的高率で軍事基地を拒否！

九月八日、沖縄において史上初めての『県民投票』が行われ、「基地の整理・縮小」と「安保・地位協定見直し」に対し八九〇九%（約四八万票）もの賛成を獲得した。これは全有権者の過半数を超える五三%余にあたる。自民党のボイコットなどで懸念された投票率も五九・五三%にのぼった。

詳細次号

### 沖縄の自立解放闘争と連帯し、日本帝国主義国家の解体へ

地域・職場から、沖縄・安保を闘う大衆的政治行動を準備しよう …… 2

8.9「国際先住民の日」集会報告 チャランケから行動へ …… 11

「沖縄の自決権を取り返せ！」国連先住民作業部会参加報告会 …… 12

続報・住民投票—新潟・巻町の闘い …… 13

労働（組合）運動について考える・その二 …… 14

家庭基盤充実施策は変わろうとしているのか。 …… 16

地域・職場から、沖縄・安保を闘う大衆的政治行動を準備しよう

# 最高裁判決弾劾！ 基地永久固定化阻止！

## 激成する対立に分け入り、 沖縄の自立解放闘争と連帯し、 日本帝国主義国家の解体へ！

さる八月二八日、最高裁大法廷（三好達裁判長など一五人）は、楚辺通信所（「象のオリ」）の米軍用地強制使用手続きを巡る代理署名訴訟（職務執行命令訴訟）につき、国側勝訴の一審（福岡高裁）判決を支持して、大田沖縄県知事の上告を棄却した。この間わずか一五秒。これにより昨年一二月、国の提訴以来争われて来たこの訴訟における、県知事の敗訴が確定した。

我々は沖縄人民の思いを踏みにじるこの不当判決を徹底して弾劾する。もとより司法行動の頂点に立つ最高裁にみじんも甘い期待を寄せたことはないが、この判決に示された日本帝国主義の沖縄人民に対する差別支配の論理を余すところなく暴き出し、その足下からの打倒、解体の闘いを進めることが求められる。それだけが、激動する国際国内情勢の下で動揺と危機を深める日本帝国主義国家権力の反動的攻撃と闘い、我が国労働者階級人民の解放と国際人民連帯の展望を切り開き、この判決を全身の血が逆流する思いで闘った沖縄人民の闘いに連帯する道である。

### 最高裁不当判決弾劾！ 沖縄軍用地強制使用阻止！ 政治的 direct 行動で沖縄自立 解放闘争の次のステップへ！

#### 八・二八沖縄代理署名拒否訴訟 最高裁判決は何を示したか

この裁判の争点は①「代理 委任事務」地方公共団体の自署名の事務性格（国の機関 治事務）、②「審査範囲」（職務執行命令の適法性を問うこととの可否）、③「特措法適用の憲法判断」（合憲・違憲）、④「土地・物件調査作成の手続き」（その適否）、⑤「公益性の適否」（安保条約の履行

義務による国益・憲法・地方自治による県民の公益）のおおよそ五点。最高裁はこのうち②を除くすべてにつき、県側の主張を退け、原判決を支持した。②についても六〇年の最高裁判決の判例に、これを狭める判断を行った高裁判決の誤りを引き戻したに過ぎない。また計七人の裁判官による二つの補足意見が付け加えられたが、いずれも沖縄における米軍基地の集中の問題について触れたものの、「日本国の安全に関する国の高度の政治的、外交的判断に立ち入って本件使用認定の適法性を審査することは、司法権の

限界を超える」（園部逸夫）、「沖縄県及びその住民に対する負担の是正と駐留軍基地の必要性との権衡の下に、行政府の裁量と責任においてなされるべき事柄」（大野正男など六人）などとして、統治行為論の枠組みを出るものではなかった。

この判決内容は、司法の独立性の幻想をかなぐり捨てた、あからさまな執行権力・政府への阿諛追従、沖縄の主張と告発に対する否定、無視、抑圧の態度を示すものである。のみならず見過ごしにできない反動的見解を、最高裁判例として残した。それは第一に

#### アピール・友よ奮い立ちこつ

友よ 顔を上げよ  
しっかりと前方を見すえ  
互いに手をつなぎあい  
さあ ともに運動を続けよう  
私たち民衆の平和と人権と自治は 今や  
私たち自身で守らなければならないことが  
最高裁によってしめされたまでのことだ  
（中略）  
人々よ 共に歩きつづけよう  
きっぱりと私たちは平和を求めている  
どのような人も  
いかなる少数者も  
どのような所に住む人も  
人権を侵されては私たちの心が痛む  
そのため  
私たちは運動をつづけよう  
一九九六年八月二十八日  
最高裁判決抗議集会

争点③にかかわる「軍用地特措法合憲」

「その適用は被上告人（首相）の政策的、技術的な裁量にゆだねられている」とする判断を示したこと

であり、第二に争点⑤にかかわる「日米安保条約六条、日米地位協定二条に基づき我が国の国家としての義務の履行にも支障を生ずることになることが明らかであるから、上告人（沖縄県知事）の署名代行等事務の執行の懈怠を放置することにより、著しく公益が害される」とし

第一の点については、さる七月一〇日に行われた大田県知事の意見陳述と引き比べるときその問題性はより鮮明に浮かび上がる。そこで大田県知事は「駐留軍用地強制使用に係る代理署名に依らないで、最高裁に上告するに至った背景について」説いて、三次に及ぶ琉球処分を初めとする沖縄の近現代史と、今日的な基地問題の状況に示された差別的処遇に及び、そのよる苦しみを言葉を尽くして明らかにし、「沖縄の基地問題は、単に沖縄という一地方の問題ではなく、日本の主権と民主主義が問われる、すぐれて日本

## 8.28 最高裁不当判決抗議集会開かれる！ 怒りの声を上げる、3500余！



最高裁判決抗議集会

全体の問題」であることを訴えてきた。だが最高裁判決はこの訴えについて一切答えず、「軍用地特措法は違憲ではない」の一言を繰り返して、すべての論点を切り捨ててしまった。ここにいたっては、その歴史的社会的背景に基づく沖繩の固有の訴えを、法によって救済する道は明白に否定されたと考えざるを得ない。

第二に、最高裁判決は「日米安保条約及び日米地位協定が違憲無効であることが一見極めて明白でない以上、裁判所としては、これが合憲であることを前提とし」また（適正な法手続きによる権利保護を保証した）「憲法三二条に違反するものではない」ことから軍用地特措法についての合憲判断を初めて示した。しかしこれが「県知事が主張していない安保条約の憲法判断について、旧条約に対するカピの生えたような五九年の砂川事件・大法院判決を引用し、明白に違憲とは言えないとしているが条約は六〇年に変わっているのであり、冷戦終結後

の今日の国際関係における現在の条約の機能を考えたとき、理論的にいって最高裁の見識を疑わざるを得ない」（『沖繩タイムス』八月二十九日 古川純）という酷評が示すように、なりふりかまわず行政府に追随し、軍用地強制使用の現状を肯定しようとしたものでしかないことは明らかだ。

のみならずこれは軍用地特措法を含む安保法体系の全てについては、司法による憲法判断が適用されないことにより、すなわち事実上合憲的となることを意味し、従って従来の「統治行為論」を踏襲しつつ、その見解をさらに反動的に固定化、拡大解釈するものである。

こうした事柄すべてからして、最高裁判決は法によってカウントされない沖繩人民の要求は、政治そのものの場による決着へと至らざるを得ないことを示した。まさに先出の五九年大法院判決の言うように（安保条約が違憲なりや否やの法的判断は）「終局的には、主権を有する国民の政治的批判に委ねられるべきものである」。ただし沖繩と日

こうした事柄すべてからして、最高裁判決は法によってカウントされない沖繩人民の要求は、政治そのものの場による決着へと至らざるを得ないことを示した。まさに先出の五九年大法院判決の言うように（安保条約が違憲なりや否やの法的判断は）「終局的には、主権を有する国民の政治的批判に委ねられるべきものである」。ただし沖繩と日

本人の直接行動として。対する提訴、代行強要攻撃が繰り返されている。絵にかいたようなアメとムチの攻撃である。この間、最高裁における代理署名訴訟の進行と平行して、政府による、県に対する二つの公告縦覧訴訟が提訴された。まず七月二日、橋本首相は、国による不法占拠状態の続く楚辺通信所の強制使用手続きを進めるために、公告縦覧の代行を求めてこれを拒否した大田沖繩県知事を、福岡高裁那覇支部（岩谷憲一裁判長）に提訴した。これを受けて七月二十九日には第一回審理、八月三〇日には第二回審理が行われている。また八月一六日の三度目の首相による知事提訴によって、来年五

んだ振興策の上積みを検討するよう関係省庁に指示」（『沖繩タイムス』）したと伝えられるが、もしこの報道が事実であれば余りにも率直な物言いで、論評の必要もない。早速二〇日には、梶山官房長官の私的諮問機関「沖繩米軍基地所在市町村に関する懇談会（沖繩懇）」（座長 島田晴雄 慶大教授）が設置が発表され、八月二六日にはその初会合が行われた。半年後に振興策をまとめる予定と言う。またこれと前後して同月二四日、自民党加藤幹事長は大田県知事と会談し、来年度予算案の概要要求に「自由貿易地域拡充のための調査費」、「沖繩本土間航空運賃引き下げ」を盛り込むことについての与党三党の合意を伝えた。

その一方で、軍用地強制使用を目的とする、国側の県に

### 軍用地強制使用を巡る 政府と県庁との綱引き

また同時に、政府自民党は軍用地特別立法制定ないしは軍用地特措法改悪の策動をも強めている。これは政府による軍用地取得を容易にする目的で土地所有者の私権を制限し、沖繩そのものへの法的な差別的処遇を一層強めるものである。来年五月期限切れを迎える約三千人の未契約地主の土地について、収用委員会

の手続きは前例からして最短でも八ヶ月はかかるというわけであり、現状ではこの期限にはとてもではないが間に合わず、国による不法占拠状態が広範に出現するであろう事が確実視されている。それゆえ防衛施設庁を始め政府内、および自民党における危機感とこの事態への法的措置への要求は極めて強い。具体的には

が代行手続きを拒否した時点で首相が代行できるように改める案もある。また地方分権、機関委任事務見直しの作業の中にもこの問題が反映されていることについても見過ごせない。地方分権推進委員会における機関委任事務の原則廃止方針に基づき、軍用地特措法による土地収用事務については結論は先おくりされたものの「自治事務ではなく国の直接執行または法定受託事務」とする方針とされており、この考えに立つ新規立法も検討されている。これらに自衛隊用地の収容も含めた案も考えられているという。

他方、沖繩における米軍基地の整理縮小案はどうなったであろうか。「基地のたらい回し」と言われる「県内移転」の実態と、これに反対する沖繩人民および、移転先周辺住民の反対運動については既に本紙前号で伝えた。その後「沖繩米軍基地の整理・統合・縮小に関する日米特別行動委員会」（SACO）の最終報告は本年一二月に予定されて



公共用地取得特別措置法が、土地収用委員会が審理に入ってから二ヶ月を過ぎても結論を出さない場合、建設相が判決を代行できると定めていることにならうて、軍用地特措法に同じく二ヶ月の審理期間制限を盛り込み一部改正案が有力とされている。あるいは知事

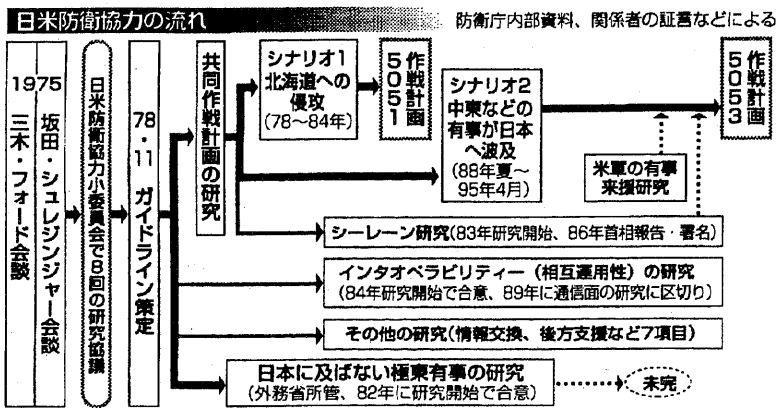
いたが、これが米大統領選挙の時期と重なるため、実質的には九月一九日の日米安保協（2+2）に併せて繰り上げて作業を集約するとされていた。しかし四月時点での日米両政府の合意の実現すらもおぼつかないというのが現状である。その目玉とも言うべき普天間基地の移転については、SACOでの日米間の折衝にもかかわらず、嘉手納基地への統合を提案している日本側と、キャンプ・シュワブ（名護市）の海岸線埋め立てによる新規ヘリコプター基地建設を要求する米側との意見が折り合わず、膠着状態と言われる。ここからして九月一九日までには結論を出すことができず、九月下旬に予定される橋本首相の訪米の際に行われると言われている日米首脳会談以後に持ち越される可能性が大きい。

またやはり懸案となってきた「県道一〇四号線越え実弾砲撃演習」についても八月二九日米両政府は「本土」移転を正式決定をしたものの、

防衛施設庁は移転先各自自治体すべてが難色を示していることから一部訓練は沖繩に残る可能性があるとしている。こうした事態に沖繩の人々が納得するはずもない。既に県議会で七月一六日全会一致で普天間基地県内移設反対の決議が上げられている。その他の移転先とされる県内市町村においても、次々と反対決議、反対行動が組織されている。

こうした状況の中で県知事は極めてきわどい政治選択を迫られる。今後の九月八日県民投票、一〇日の大田・橋本会談、一九日の安保協、そして日米首脳会談の可能性を挟んで、もはや既成事実となった冒頭解散―総選挙へと続く一〇月上旬臨時国会開催に至るまで、政府と県との交渉は一層複雑に進むと思われる。

安易な妥協を阻む人民の政治的直接的行動が求められる。我々は制度にかかわる政治としての政府と県庁との交渉を一般に否定しない。また政



この背景にはさらに六九年  
七八年のガイドライン  
米帝軍事戦略の転換と  
この背景にはさらに六九年  
七八年のガイドライン  
米帝軍事戦略の転換と

「第一に『中国の脅威』消滅にか  
わ『ソ連の脅威』  
への転換があり、  
第二に、陸から海  
へ、つまりアジア  
地上部から太平洋  
地向かう戦略空間  
の移動であり、第  
三に『ドミノ理論』  
にもとづく東南ア  
ジア共産化防止か  
ら『核抑止理論』  
を全面にかかげた  
『血を流さない戦  
争』への修正であ  
った。『自衛隊の  
歴史』前田哲男。  
これにともなって、  
七五年八月に『三  
木・フォード会談』  
051)、②朝鮮半島の有事

「安保再定義」—米帝世界戦略の  
補完の下で本格化した有事法制

七八年七月福田首相は「有  
事における三自衛隊の統合防  
衛研究」と「有事立法研究」  
の促進を防衛庁に指示した。  
これを受けて防衛庁は八年  
および、八四年に国会に対す  
る「中間報告」を行っている。  
ここでは自衛隊が防衛出動事  
態に「その任務を有効かつ円  
滑に遂行する」上での法制上  
の諸問題を対象に、①防衛庁  
所管の法令②他省庁所管の法  
令③所管省庁が明確でない事  
項に関する法令の三つにわけ、  
①については主として自衛隊  
法①〇三条（防衛出動時の自  
衛隊が戦闘地域で施設、土地  
物資、人員を徴用し管理運用  
を行うための命令権を定めた  
もの）の具体的政令内容につ

グアム・ドクトリン（米大統  
領ニクソンによるアジア地上  
戦への不介入方針の表明）に  
さかのぼり、七二年米中国交  
回復、七三年パリ協定から七  
五年サイゴン陥落にいたる過  
程での、アジア太平洋レベル  
における米帝軍事戦略の大き  
な転換があった。  
「第一に『中国  
の脅威』消滅にか  
わ『ソ連の脅威』  
への転換があり、  
第二に、陸から海  
へ、つまりアジア  
地上部から太平洋  
地向かう戦略空間  
の移動であり、第  
三に『ドミノ理論』  
にもとづく東南ア  
ジア共産化防止か  
ら『核抑止理論』  
を全面にかかげた  
『血を流さない戦  
争』への修正であ  
った。『自衛隊の  
歴史』前田哲男。  
これにともなって、  
七五年八月に『三  
木・フォード会談』  
051)、②朝鮮半島の有事

「国家緊急権は、ブルジョ  
アジーの立憲的ないし委任独  
裁的であるか、超憲法的・主  
権的独裁であるかにかかわら  
ず、資本主義国家に本来固有  
なものである。それは大陸法  
系では、戦後の西ドイツもそ  
うであったように多くは憲法  
規定となっており、英米法系  
では、不文法としてのマーシャ  
ル・ロー（非常法）—平時の  
コモン・ロー（普通法）を停  
止させる—の法理念、または  
それにもとづく委任立法とし  
て成立している。」（『季節』  
7 中村丈夫「日本の軍事II  
防衛問題」）結局のところ今  
日に至る政治の情景は「国家  
とは、その語義および歴史的  
発生からするならば、国民の  
特別の状態であり、しかも、  
決定的な場合に決定力をもつ  
状態であって、したがって、  
多くの考える個人的および  
集合的状态にくらべて絶対的  
状態なのである」というカー  
ル・シュミットの規定からそ  
れほど遠く離れている訳では  
ないのであって、この現実を  
否定するためにはむしろこう  
した事実には欺瞞なく向き合  
うことからは始めるしかない。  
このことを前置きし、まず  
は現在の有事立法論議に先行

「国家緊急権は、ブルジョ  
アジーの立憲的ないし委任独  
裁的であるか、超憲法的・主  
権的独裁であるかにかかわら  
ず、資本主義国家に本来固有  
なものである。それは大陸法  
系では、戦後の西ドイツもそ  
うであったように多くは憲法  
規定となっており、英米法系  
では、不文法としてのマーシャ  
ル・ロー（非常法）—平時の  
コモン・ロー（普通法）を停  
止させる—の法理念、または  
それにもとづく委任立法とし  
て成立している。」（『季節』  
7 中村丈夫「日本の軍事II  
防衛問題」）結局のところ今  
日に至る政治の情景は「国家  
とは、その語義および歴史的  
発生からするならば、国民の  
特別の状態であり、しかも、  
決定的な場合に決定力をもつ  
状態であって、したがって、  
多くの考える個人的および  
集合的狀態にくらべて絶対的  
状態なのである」というカー  
ル・シュミットの規定からそ  
れほど遠く離れている訳では  
ないのであって、この現実を  
否定するためにはむしろこう  
した事実には欺瞞なく向き合  
うことからは始めるしかない。  
このことを前置きし、まず  
は現在の有事立法論議に先行

ガイドライン見直しとは

日米共同宣言、安保再定義  
から防衛協力指針（ガイドラ  
イン）見直し、有事法制制定  
の動きが急速に具体化してい  
る。すでに締結されたACS  
Aが共同訓練とPKO活動ま  
たは「人道的な国際救援活  
動」を行ううえでの作戦運用  
上の日米軍事一体化のための  
ものとすれば、さらに有事の  
際の全般的な軍事的連携を行  
うための法的制度的条件整備  
のための準備が着々と進めら  
れている。これは従来否定さ  
れて来た集団的自衛権の行使  
に踏み込むことを目的とする  
ものに外ならない。ここでい  
うところの有事とは、戦時を  
含む非常事態全般を指し、国  
家緊急権の発動を意味する。

安保再定義・ガイドライン見直し  
の行使への踏み込みを許すな！

「国家緊急権は、ブルジョ  
アジーの立憲的ないし委任独  
裁的であるか、超憲法的・主  
権的独裁であるかにかかわら  
ず、資本主義国家に本来固有  
なものである。それは大陸法  
系では、戦後の西ドイツもそ  
うであったように多くは憲法  
規定となっており、英米法系  
では、不文法としてのマーシャ  
ル・ロー（非常法）—平時の  
コモン・ロー（普通法）を停  
止させる—の法理念、または  
それにもとづく委任立法とし  
て成立している。」（『季節』  
7 中村丈夫「日本の軍事II  
防衛問題」）結局のところ今  
日に至る政治の情景は「国家  
とは、その語義および歴史的  
発生からするならば、国民の  
特別の状態であり、しかも、  
決定的な場合に決定力をもつ  
状態であって、したがって、  
多くの考える個人的および  
集合的狀態にくらべて絶対的  
状態なのである」というカー  
ル・シュミットの規定からそ  
れほど遠く離れている訳では  
ないのであって、この現実を  
否定するためにはむしろこう  
した事実には欺瞞なく向き合  
うことからは始めるしかない。  
このことを前置きし、まず  
は現在の有事立法論議に先行

国内植民地としての従属につ  
いての歴史的認識を日本政府  
の公式見解とすること。②県  
の基地撤去アクションプログ  
ラムを承認し、県内移転を行  
わないこと。③県の地方政府  
としての独自の外交権を承認  
すること。そしてさらに付け  
加えればこれら貫徹する沖  
縄の自立解放を目指す強力な  
政治ヘゲモニーを形成するこ  
とである。こうした事柄につ  
いての原則的な確認がなされ  
ず、交渉が数字合わせ語呂合  
わせになるのであれば、沖縄  
日本の関係は結局のところ復  
帰後二四年を繰り返すことに  
なり、それは日本に対する沖  
縄の一層の政治的経済的従属  
性を強めることになることは  
疑いない。  
そうであればこそ、日米安  
保体制粉砕、基地撤去、軍用  
地強制使用阻止の運動の中で、  
運動が求められる。

ここに立脚して「県」の後  
退と安易な妥協を阻む人民の  
運動が求められる。  
「国家緊急権は、ブルジョ  
アジーの立憲的ないし委任独  
裁的であるか、超憲法的・主  
権的独裁であるかにかかわら  
ず、資本主義国家に本来固有  
なものである。それは大陸法  
系では、戦後の西ドイツもそ  
うであったように多くは憲法  
規定となっており、英米法系  
では、不文法としてのマーシャ  
ル・ロー（非常法）—平時の  
コモン・ロー（普通法）を停  
止させる—の法理念、または  
それにもとづく委任立法とし  
て成立している。」（『季節』  
7 中村丈夫「日本の軍事II  
防衛問題」）結局のところ今  
日に至る政治の情景は「国家  
とは、その語義および歴史的  
発生からするならば、国民の  
特別の状態であり、しかも、  
決定的な場合に決定力をもつ  
状態であって、したがって、  
多くの考える個人的および  
集合的狀態にくらべて絶対的  
状態なのである」というカー  
ル・シュミットの規定からそ  
れほど遠く離れている訳では  
ないのであって、この現実を  
否定するためにはむしろこう  
した事実には欺瞞なく向き合  
うことからは始めるしかない。  
このことを前置きし、まず  
は現在の有事立法論議に先行

私権制限と国民総動員を行うことを目的としている。

### ガイドライン見直しと連動した有事立法攻撃

これに比して、今回の九六年ガイドライン見直しとその下の有事法制制定策動の性格はどうであろうか。安保再定義を規定した四月一六日の日米共同宣言はガイドライン見直しに触れて「日本周辺地域において発生しうる事態で日本の平和と安全に重大な影響を与える場合における日米間の協力に関する研究」の必要性を指摘した。これは七八年のガイドラインが五ヶ条安保(日本有事)に主な力点をおいていたのに対して、六ヶ条有事、しかもそれを従来の「極東」という規定からさらに広範な地域を意味する「日本周辺」という規定に置き換えて、日本周辺有事に力点を移したことがある。これを受けてきた五月二八日日米安全保障事務レベル協議(SSC)が開かれ、「盾(日本)と矛(米

国)という基本的枠組みは変えない」事を確認すると共に、「極東有事などの日本の後方支援について具体性のある詳細な研究を行う」事で合意したと言った。これは七八年ガイドラインが繰り越した課題に本格的に踏み込むことを意味した。さらに六月二八日の日米外交・防衛協議のための次官級会議では「日米防衛協力指針(ガイドライン)」見直しに関して、①平時から行う協力、②日本に対する武力攻撃に際しての対処行動(武力攻撃が差し迫った場合も含む)、③日本周辺地域において発生し得る事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合の協力の三項目を研究・協議事項とすることを日米防衛協力小委員会(SDC)に指示した。この中間報告もまた九月一九日の日米安保協(2+2)で集約されることになっている。

その後の作業の進展状況については不明だが、ここで言うところの日本周辺有事に際しての自衛隊の対米支援が、集団的自衛権の行使と私権制限を内容とする有事立法制定に踏み込まざるを得ないことはほとんど確実である。そしてこれはまた同時に、戦後憲法の枠組みを大きく揺るがすことになるだろう。そしてこれが、日米軍事一体化・米帝世界戦略の補完という迂回路を通して米帝の覇権を維持する重要なポイントである。すなわち戦争状態への突入の決断、国家緊急権の発動、そのための国民的意志形成を、結局のところ米帝軍事戦略の補完としてしかできないこと、ここに日本帝国主義の根本的な国家的脆弱性がある。その

### 衰退・動揺する米帝に補完された日米同盟と、日帝の矛盾の深化

冷戦終結以降、米帝は、その軍事的世界戦略を、グローバルな規模での地域紛争抑止へと変化させて来た。と同時に、二つの太平洋に挟まれた海洋国家、世界的覇権国家としての地位に変化はないものの、その衰退に伴い、戦略の国益

これは八月三一日イラク軍がイラク北部のクルド人自治区に侵攻したことへの「懲罰」であるとされている。我々はこの暴挙を強く弾劾する。同時にクルド人民の自決権を支持し、これを抑圧するイラクの行動を強く非難する。この事態の中で暴露されたのは米帝の強さではなく、むしろその中東支配の基盤の不安定性であり、その弱さである。今回のイラク攻撃は、一月大統領選挙を控えたクリントン

のスタンドプレーという色彩も強いが、他方では中東支配の最大の軍事拠点・サウジアラビアにおける王政支配の危機とイスラム原理主義の台頭による、米帝の影響力の後退に歯止めをかけ、その存在を誇示することに意味があった。中東における石油資源の安定確保は、その可採年数は残すところ、あと四五年という試算さえある中で、世界最大のエネルギー消費国として、そして戦略資源としての石油エネルギー資源支配のために、中東支配は米帝にとって

はまさに死活的な意味をもつ。それゆえ米帝世界戦略の展開にとって中東支配の維持は、格別の位置をもっている。だがそれは同時に中東諸国人民の強い反発を生み出し、自らの支配の基盤そのものを掘り崩しつつある。自国の利害に合わせた都合主義的な民族問題への介入(ダブル・スタンダード)は中東諸国人民の不信をつのらせるとともに、この地域における政治的不安定要因を増大させている。今回の事例ではクルド人自治区へのトルコの介入がそれであり、これらは一層この地域における諸民族の対立抗争を深め、結果として米帝支配の基盤を掘り崩すことになる。

こうした米帝の世界支配の衰退と動揺にもかかわらず、否むしろそれゆえにこそ、日米同盟はさらに深まっている。総合安保として位置付けられるようにそれは政治、軍事に止まらず、経済、金融、情報におよび、とりわけ日帝にとってははもはやその存立と不可分に構造化されているとさえ言

えよう。これは帝国主義の覇権争闘の今日的展開が、資本の展開の世界性と地域性に規定され、これを保証する国家戦略の存在が不可欠とするならば、極めて異様な事態である。このことはEU、NAFTAと、日米関係あるいはAPPECとを比較してみれば分かる。逆にいえば資本の展開

の地域性と世界性を保証する、国家的ヘゲモニー、国家戦略が成立しない地域において、東欧、アジア、アフリカに見られるように民族矛盾の激発を招きやすいということになる。

ここにこそ、日帝国家戦略のジレンマがある。APPECのないASEANへの対応としての政治的主体形成に完

## 激成する社会的対立に分け入り、九七年五月を見据えて、今秋季、沖縄・安保闘争の発展を!

日本における政治過程の動きは慌ただしい。沖縄・安保を巡る重要な決定がこの九月中にたてつけになされようとしている。また九月五日、指揮官の判断で「武器使用」を可能とする旨のPKO法改悪を内容とする報告が総理府国際平和協力本部から橋本首相に提出され、その作業に入

た。消費税引き上げ、加藤幹

事長「ヤミ献金」問題での新進党の攻勢が予測される中で、自民党橋本首相は、一〇月臨時国会招集、冒頭解散・総選挙を決定した。初めての小選挙区制度の下での選挙が行われる。投票日は一〇月二〇日、もしくは二七日が有力と言われ、既成政党はこれに向かつてなだれを打って動き出した。これらの動きの背景には経済

社会の大きな変動がある。九六年度経済白書はその副題を「改革が展望を切り開く」とし、第三章の表題は「転換期にある日本の経済システム」であった。そこでは総じてい

え、戦後日本の経済社会システムはもはや現実適合性を失っていること、その結果として社会的不安定性が拡大し、いまや経済社会システムの全

全に失敗して来たことは日に日に明らかになりつつある。この矛盾は外交と内政との両面にわたって露呈しつつある。朝鮮、中国問題などの中での破綻を今後一層拡大するであろう事は確実であり、沖縄はその露頭に他ならない。ガイドライン見直し、有事立法はその実体を示すだろう。

般的な改革が不可避となっていること。そのポイントは金融再編を通じての強蓄積であり、日本の雇用システムの変革による労働者階級の経済的隷属性の強化であること、そしてそのキーワードは市場原理であり規制緩和であることなどが述べられている。これは確かに支配階級に奉仕する経済官僚のあからさまな提言であり、日本社会の経済的停滞が社会的不満の蓄積、閉塞感の増大として人々の多くの実感となる中で、具体的な、そして苛烈な内容の処方箋である。その意味するところは程なくして、否すでにこれまた人々の実感するところとな

る。

今日の加速化された政治再編こそは、こうした社会経済的現実の反映である。鳩山新党をめぐり大騒ぎを評しての中曾根の「ソフトクリーム」「アイスキャンデー」という評は言い得て妙だが、いずれにせよ、情緒的評価で政治再編を論ずるのは、細川日本新党までにしてほしいものだ。その虚構性を見抜き、ポスト五五体制の政治構造を捉えられない己の政治認識のいたるなさを反省もせず今日では、大衆迎合主義的な政治不信の言説をばらまくのはあまりにも安易であろう。

一〇月以降の解散・総選挙が日程化しつつある中で、政治改革のゴールもまた見え始めた。我々の予測が、現象的には多党分立、事実上の二・五体制、結果としての政治ヘゲモニーの不在というものであることについては既に本紙前号で明らかにした。その当否については今しばらく事態の推移を見守らなければならぬが、いずれにしてもかつ

て小沢一郎などが吹き捲くような、合理的政策選択、明瞭な政党システムによる政治ヘゲモニーの実現などとは程遠い政治的現実が現れるであろう事は疑いない。そしてその過程で制度的国家の縮小強化、官僚ヘゲモニーの貫徹が進行するであろう事も間違いないだろう。既にこの政治再編の波の中で社民党は事実上消滅してしまつたに等しい。その一方で狛江市長選、足立区長選などで顕著に見られたように、国政における事実上の総与党体制への批判票を集めて共産党の進出が見込まれる。だがこうした日本帝國主義国家の忠実な反対派としての成功に眼を奪われてはならない。ここに革命や階級闘争の要素を見いだすことはできない。地方選挙においては、運動の主体の力量に依りてこれとはまた別の選択もなるとは言えないが、国政のレベルでは全く問題にならないことは、沖縄人民の運動をその自立解放と日帝国家の解体、国家権力の打倒の内容におい

て支持するのいかいなかを問うとき明らかである。巻町、沖縄における住民投票の実践が示すように、政治的的代表制が住民の政治的意志決定とは必ずしも一致しないことが今日の政治状況の特徴の一つであること、したがって議会主義の枠組みの中だけで政治形成を行うことはできないことを確認しておく必要がある。他方国家と国家権力との闘いを放棄してはならない。沖縄・安保が突きつけているのは、まさにこれであつて、さらに困難ではあつても、地域、職場から個人に発するコミュニティの政治的自立を促すこと、これが今日の左翼の第一義的な課題である。

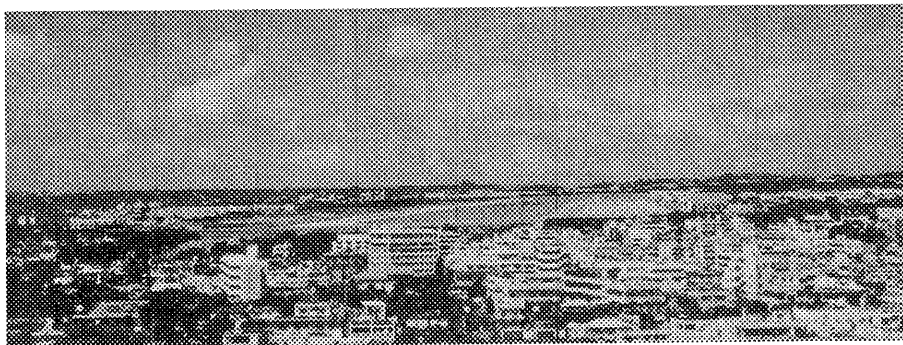
そうだからこそ我々は沖縄・安保を闘う大衆的政治行動の準備とそれへの決起を訴えなければならぬ。沖縄反戦地主は苦しい状況の中で自らの意志を貫き通すことによつて今日の運動を作り出す原動力となつた。沖縄県知事もまた手続き代行拒否を貫き、軍用地強制使用の不当性を広範

に訴えた。

さる七月二五日、知花昌一さんは、国を相手として楚辺通信所内の自らの土地明け渡しと不法占拠中の損害賠償を求め訴訟を那覇地裁に起こした。沖縄の闘いはいよいよ正念場を迎えつつある。こうした闘いに応える我々自身の日帝国家の解体、日帝権力打倒のレベルでの等質的な闘いと運動が求められている。

今秋季から九七年五月を見据えた地域、職場からの広範な政治決起と直接行動の実現を勝ち取ろう。

沖縄戦有数の激戦地、嘉数高地につくられた嘉数公園より宜野湾市の中心部に横たわる巨大な普天間基地を望む。公園内に皇軍にさせられた朝鮮人戦没者の「青丘の塔」がある。



### 日本社会が変わることがアイヌ民族の尊厳の回復につながる...

## 8・9「国際先住民族の日」集会報告

# チャラシケから行動へ



八月九日の「国際先住民族の日」、日本キリスト教会館で、「アイヌ民族の権利回復を求めて」チャラシケから行動へ」と題する集会が開かれた。主催はアイヌ民族の権利回復を求める会。主催者の予想を上回る約一〇〇名の参加があり、狭い会場は熱気に包

「国際先住民族の日」は、一九八二年のこの日に国連人権委員会の付属機関として「先住民族に関する作業部会」ができたことを期して定められた。その意味では国連の都合によって作られた日だが、先住民族が長い歴史の中で自

ら闘い取った日であり、今後も続く長い闘いの勝利のほんの第一歩を記した日でもある。(集会パンフから)

集会ではベウレ・ウタリ会の青木悦子さんが差別を受けてきた自分史を中心に語った後、アイヌ解放同盟山梨支部代表の長谷川修さんが発言。

長谷川さんは、まず「現在進められているアイヌ新法制定運動が、本当にアイヌのためになるのか」「アイヌ民族としての誇り、尊厳を回復することとはほど遠いものではないのか」と疑問を投げ掛け、四月一日に出された「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」(五十嵐前官房長官の私的諮問機関)の答申の内容が、文化面ばかり重視し、アイヌ民族の政治的自決権や土地への権利を否定している点を痛烈に批判した。

### 「旧土人保護法」の反省と総括が問われている

長谷川さんによれば、現在必要なことは、「新法制定運動」に参加することではなく、旧土人保護法の清算・総括を通じたアイヌ民族の尊厳と誇りの回復であり、「日本人との共同作業による歴史の根本的見直しを抜きに旧土人保護法を廃止してはならない」。

その上で、「アイヌ新法」ではなく、「アイヌ民族法」が制定されなければならない。最後に長谷川さんは「日本人として民族法をどうとらえるのか、自らの問題として考えるべき。日本社会が変わることがアイヌの尊厳の回復につながる。その意味で、アイヌの課題は日本人の課題でもある」と参加者の多くを占める日本人に対して問題提起。

質疑の中では、四月一日の「有識者懇談会」答申の後、「アイヌが分断され、さらにシャモ(日本人)との分断も始まろうとしている」ことに危惧が表明されたが、これに対しては、会場の沖縄出身者から「沖縄にも運動のジクザクがあった。団結が固定化されると、抑圧になる。かつての沖縄の祖国復帰運動がそうだった。『アイヌ新法制定運動にアイヌは団結しよう』という掛け声がアイヌにとって抑圧になる状況があるのでは

# 沖縄の自決権を取り返せ!!

## 国連先住民作業部会参加報告会

主催・沖縄独立研究会

八月十一日、東京のスマイル中野で、沖縄独立研究会主催の「国連先住民作業部会参加報告会」が開かれた。講師は、市民外交センターで先住民問題に取り組んできた松島泰勝さん。

「沖縄独立」。この問題を松島さんはいとも「軽やかに」語った。圧倒的な併合・復帰(返・奪還)論に抗して、七〇年代から様々な語られた「反復帰一自立」論や「自立一島嶼経済論」とは全く別の回路を通じて、「沖縄の自決権」問題に辿り着いた。

松島さんは集会冒頭、自ら何故「沖縄民族の自決権の確立」を主張するようになったのか、から報告を開始した。

「大学入学と同時に、大和人一般に比べ自らの身体や話し方の異質性を感じ取った。また大和人からも沖縄人を特別視する雰囲気を感じ、沖縄人としてのアイデンティティに目覚めた。それから琉球・沖縄史を学んで行けば行くほど沖縄は『沖縄民族』として『先住民』としての自決権を要求することが出来るし、その必要がある。そして市民外交セ

ンターの活動に加わり、アイヌ民族の自決権要求運動から多くのことを教えられた。例えば「先住民の権利に関する国連宣言(最終草案)」

第二十八条での「当該民族による他の内容での自由な合意がなければ、先住民の土地および領土において軍事活動を行ってはならない」は基地撤去の根拠となる。そして松島さんは、南太平洋諸島やスイスなどの例などをまじえながら、「沖縄の自決権」要求は私にとってごく自然なものとして受け入れられた、と語る。

彼は単身、国連先住民作業部会が開かれたジュネーブに乗り込み、民族衣裳を着込み、民族語(ウチナーグチ)で発言し、英語・スペイン語で「沖縄及び先住民としての沖縄人に関する声明」を配布。「琉球併合」を「条約法に関するウィーン条約」五一条の精神に照らして無効としている。

ないか」という発言もあった。七月二十五日にはウチナー協会の集会でも報告されたとおり、ヒアリングがあり、九月に北海道庁のヒアリングを経て、四月一日の答申を受けて外務省の内政審議室が事務局となり省庁連絡会議を結成、アイヌ新法の草案作りが始まった。せる日程で準備されていると

伝えられる。もちろん、国会解散を含む政局の動向もあり、不透明な部分が多い。「日本人として民族法をどう考えるのか」という問いにどう答えるのか。アイヌ問題

への日本人側の関わり方が問われている。北海道はおろか北方諸島までを生活圏とするアイヌを含む先住民問題にも突き刺さる問題である。いずれにせよ、政治的自決

権・土地への権利を含めた先住民としての権利抜き「アイヌ新法」制定と、それによるアイヌ問題の「政治的自決」を許してはならない。(K・F)

# 続報・住民投票

## 新潟・巻町の闘い

### 「民主主義の学校」を実践

周知のように、八月四日に実施された全国初の原発建設の是非を問う住民投票の結果、巻町の住民は明確に原発建設「NO!」の答えを出した。

八八%を超える高投票率、そして推進派をして「予想外の開き」と言わしめた六%の反対票は、そのキツパリとした意思を示している。さらに、笹口町長は記者会見で「結果を尊重して原発予定地内の町有地は(東北電力に)

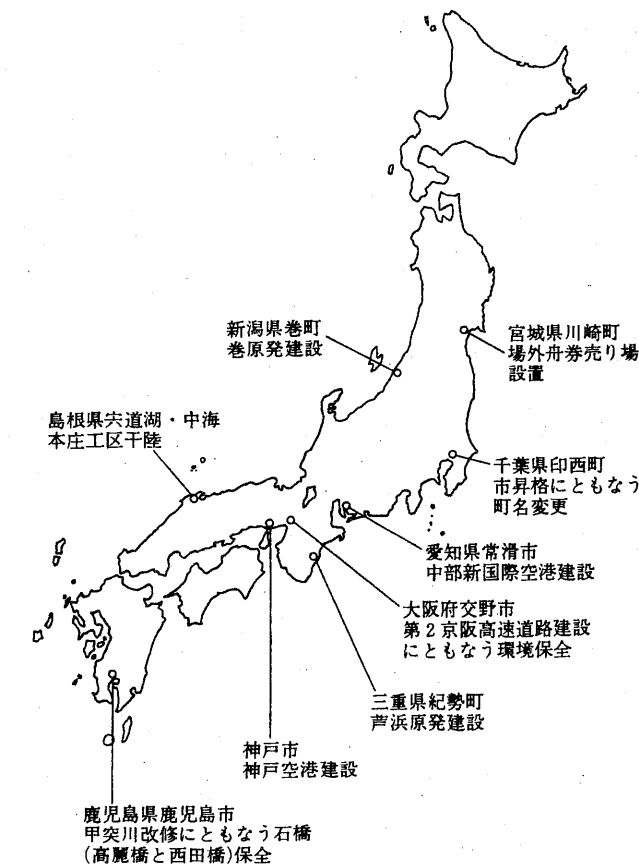
売らない。売らないことで原発建設は不可能になる」と明言し、ここに、二十有余年に渡る巻原発反対運動の苦闘は、歓喜のうちにその勝利を手中にすることとなった。

今回の住民投票の実施とその結果は、様々なことを明らかにしたと言える。

まず、あらためて痛感したのは「代議制」と「民意」の乖離という事実である。例えば、巻町議会は定数二二議席であるが、前回(九五一年)の町議選までは反対派議員は二名のみ。前回の選挙において住民投票条例制定派が十二名の当選を果たすという画期的な成果を克ち取り、今日の勝利へと至るわけだが、

「隠れ反対派」の存在を浮き彫りにしたのだとも言えるだろう。いずれにしても、代議制が民意の反映という機能を全く果たしておらず、間接民主制そのものが形骸化しているという事実をあらためて明らかにしたと言える。次に挙げたいことは、この

1995年に地域政策をめぐって住民投票要求が出された主な例(田島義介『地方分権事始め』岩波新書より)



とはちがう道を歩んで来た。次に挙げたいことは、この

住民投票を通して住民の自治意識ないしは政治参加の「成熟度」がはっきりと示されたということである。

これまで、「国策」という恫喝として「利益誘導」というアメとムチの政策によって戦後の国内統治と「開発」は行われてきた。しかし、もはやその常套手段が住民の確固たる意思の前には通用しないことが今回明らかになったと云える。この意思形成にあつては、巻町の場合、原発建設計画発表以来の四半世紀にわたる歴史が存在する。その経過の概略については本紙二

号で紹介しておいたが、今日的には、反対派勝利の要因として語られる、時代や環境そして住民意識の変化という事柄は、「反原発運動の粘り強い闘いや「自分たちで決着をつける」という住民意識の成熟がもたらしたものにはかならない。その意味で、「住民投票は感情に流されやすい」とかの批判は全く見当はずれのものである。しかも、この巻町の経験は巻町だけに限られるものではない。計画当初からの情報公開や政策決定過程の公開などの制度化がなされ、住民投票制度が保証されるな

らば、他の地域の他の問題でも大衆的な議論が沸き起こり、同様の実践がなされることである。他、この住民投票の結果に「法的拘束力」があるやなしやという議論が起こったりしたが、それは、識者の指摘する通り、国や事業所を縛る法的拘束力と、町や議会が負うべき法的拘束力を混同したものであると言えよう。

住民投票の補完として  
の間接(代議制)民主制

さて、巻町の勝利は、全国的にも明らかになった現在、私達にも直接民主制の位置付けについてのきっちりとした議論が必要なのではないだろうか。

丹羽 宗 治

### 労働(組合)運動について考える・その二

# 階級形成こそ労働運動の力ナメである

リストラ・失業、そして企業収益は回復

一九九六年三月期決算で、鉄鋼大手五社(新日鉄、NKK、神戸製鋼、

住友金属、川崎製鉄)は、三年ぶりにそろって経常黒字となった。しかし五社でのリストラによる子会社への転籍や特別退職した労働者数は、この二年間で一万八千人近く、採用

抑制による自然減を合わせると約二万六千人減った。五月三日付朝日によると、企業収益は回復したが、昨年度平均の完全失業者は統計史上最悪の二百十六万人に達し、従業員

に占めるパートなどの割合は約二十三日(一九九四年十月現在、労働省調べ)にのぼる」という。さらに、七月三十日に総務庁が発表した六月の完全失業率は三・五%で、現行調査を開始した一九五三年以降最悪の記録を更新した五月と同様で二カ月連続の最悪記録となった。完全失業者数二百一十六万人。このうち、解雇などの「非自発的失業」

者は前年同月に比べて二万人増の五十三万人で、うち中高年(三十五〜五十歳)は七万人増の十七万人。一方、就職浪人(学卒未就職者)は四月段階では二十二万人だったが、六月になっても十五万人にもおぼついている。

労働省が、六月二五日にまとめた「一九九六年雇用管理調査」(常用従業員三十人以上の企業役六千社を対象に実施)によると「終身雇用慣行にこだわらない」企業の割合は五〇・五%で前回調査の三年前に比べて九・〇%上昇した。これに対して「終身雇用を重視する」企業は前回の三十一・八%から十八・九%にも低下した。

### 資本の労働保護規定の廃止Ⅱ規制緩和と要求強まる

前回(本紙第三二号)指摘したように、構造変動のきしみに対して、日経連はいち早く「新時代の『日本の経営』」を発表し、ポスト「終身雇用・年功序列」の「複線型労務管理」と呼ばれる戦略(「長期蓄積能力活用型・有期雇用高度専門能力活用型・雇用柔軟型」の三つに労働者を分類)を掲げ、日本の労資関係の解体・再編に踏みだし、九六春闘を

乗り切った。もはや労働組合はブルジョアジーにとって、掛け値なしの「下僕」となった。彼らにとって今や、戦後労働運動の法制的枠組みそのものが邪魔になったという訳である。

六月五日、日経連は行政改革委員会に対して「規制の撤廃・緩和に対する要望書」を提出した。そこでは、労基法における「一週四十時間」を引き合いに「『一日八時間』規制はその必要性がなくなっている」と述べ、「労働基準法第三二条の『法定労働時間』における『一日八時間』の規定の削除」を要求するに至った。それだけではない。「雇用機会均等法」論議を逆手に取る形で「女子保

護規定」の撤廃を求めたり(本紙別項参照)、「産別最低賃金の廃止」や「労働基準法の『罰則』の廃止」をも求めている。

さらに「要望書」は、より一層のリストラのために、労働者派遣や有料職業紹介事業の自由化を盛り込み、正社員を派遣労働者に置き換えることを常態化させようとしている。資本は、こうした労働基準法の労働者保護規定そのものの撤廃を「規制緩和・撤廃」と称しているのである。ちょうど「小選挙区制」しか意味しなかった政治改革の大合唱に引きずられたように「規制緩和」なるものが、誰も反対できないものとして語られているのである。

### 経済闘争(経済的職業的運動)と社会運動

前回で「……解放の理念や主体について、さらにそのための方向と方法についての考察を進めるために、今一度、労働運動についての悪戦を試みたいと思う。」と書いてしまった。だがしかし我々は、「労働組合は、その最初の諸目的は別として今や、労働者階級の中心組織たることを意識して、労働者階級の完全解放

という大利益において行動することや学ばねばならぬ。」(マルクス「労働組合論」)とか、「労働組合を通じての相互作用を通じてのほかに、労働者階級の党と労働組合の相互作用を通じてのほかに、世界中のどこでも、プロレタリアートの発達は生じなかったし、また生じることができなかった。」(レーニン「左翼小児病」)といった古典的

命題に寄り掛かるだけでは全く無力であるばかりでなく、歴史の肩籠に投げ込まれざるを得ないことも見ておく必要がある。

我々は「テーゼ1995」において階級という人間集団を「関係の概念」と捉え、賃労働―資本関係を単純かつ直接的にブルジョアジーとプロレタリアート関係として理解するのではなく、「その経済的隷属の重層性によって、またそれが政治的文化的支配と結びついていること」によって、そして最後に、階級としての自己認識は自らの階級的行動によってしか達成されることが、(そしてそれは先験的ではなく)むしろ事後的にしか判断できないものであることによつて、階級相互を分かち階級切断線は無数に存在し、かつまた容易に弁別できないものになっている(「テーゼ4」)。それゆえ「人々の間に存在する無数の階級切断線を、その相互の対立矛盾の性格を理解することを通じて、たどり直す実践」(「テーゼ5」)が必要であることを提起した。

こうした観点を踏まえ、職業的運動としての労働運動から、階級と変革主体の問題としての労働運動までを、今改めて俎上に上げる意味はど



### 資本主義に対する根底的批判者としての労働者達

第一に、資本主義批判の主体はあくまで「賃金奴隷」としての労働者（階級）であり、彼／彼女の資本との闘いが彼ら／彼女らを団結させる基礎であり、第二に、その資本との闘いが、逆に資本主義を磐石のものとしている労働者支配（職場支配）であり、企業秩序への包摂）を突き崩していく基礎であり、その闘いこそまぎれもなく資本主義批判なのである。そして第三に、労働者の闘いは直接的（資本との闘争領域）に止まらず、政治的社会的闘争領域および思想的文化的領域までも含み、当然にも資本（主義）は直接的間接的に労働者の二十四時間を「支配」しているがゆえに、企業社会への屈伏や「労働生活」そのものの軽視・無視の上に語られる「生活者重視」や地域社会（運動）であっては、事の半分しか問題にしていない。

しかし彼・彼女の闘いが彼ら／彼女らの団結に転化する、つまり労働者の労働組合的団結が形成される。しかし、たとえ団結が形成されたとしても、それは決して階級的団結でもない。さらに言えば階級としての団結が形成されたとしてもそれが直接的に解放を準備するものではない。「平和」も「民主主義」も「よりよき生活」も、資本との闘争という「困難」を経ずして手に入れることが出来るなら……。

ここで「虚妄の平和」や「似而非民主主義」そして「腐敗した豊かな生活」を対置しても無意味であろう。問題は、そうした「平和と民主主義、よりよき生活」の中身なのだから。組合費を払い、組合活動に従事すること、いくばくかの賃上げと時短の成果とを天秤にかければどうなるか。それが労働組合への過重な意味付与（思い込み？）とあいまって、逆に経済的運動を通して資本への屈服を加速させてきたとも言えよう。

つまり「賃金奴隷」と労働者とはイコールでもなければ、労働者と労働者階級とは、これまたイコールではない。それ以上に資本主義批判と解放が、そして、その解放と共産主義とが無媒介的に結び合うものでもない。

こうした「成熟」の下では、「抵抗と反撃のための戦闘組織」であり「生活と権利の防衛組織」であり、単なる教条にすぎず、それに縛られ

ていた左翼の無力さを暴露せざるをえなかった。組合主義であれ、民主主義であれ、改良闘争や経済闘争の具体的な資本との対立によってプロレタリアートの独自性が検証される限りでは、即自一向自、政治的自覚、階級形成を実践的課題とし、これを党が提起するというシェーマが成立ができた『論議』リーフNo.4・伊達論文』時代は、とうの昔に終焉していた。我々も含め、左翼反対派の運動が無効であったというのは、こういう事態を指している。

「踏きの石」としての経済闘争（職業的運動）

そのための前提として、諸々の労働運動にまつわる意味付与を排し、経済的職業的運動（経済闘争）としての労働運動と、社会運動としての労働運動とを区別しなければならぬ。なぜなら、労働運動にとって職業的経済的運動（ブルジョアの運動と呼んでもいいだろう）は不可避でもあるとともに大前提であり、それゆえの「踏きの石」でもあった。

すでに「従来型の労働問題」という形で整理されてきた「雇用・賃金・時短・権利等々」の、経済的運動は、労働者その経済的地位からして必

然であると同時に、その地位の同一性ゆえに、多数の労働者の共通の利害となり、団結の基礎となりうる。だがしかし経済的地位、その地位的同一性なるものは、（資本との闘争領域）ではあれ、企業内面的なものさえ突破し得ず、企業内面的階層性の存在から「利害」すら共通とはいえない。

実際「利害」なるものとて虚構に充ちている。ここではゴマスリから始まり直訴・転職・泣き寝入りまで個人的解決の道が用意されているだけでなく、集団的解決（ここではじめて労働組合が登場）ですら、職階・非組・下請けから他企業・他産業・他国の労働者とは無縁の「成果」を謳歌しうる。こうして労働運動は企業内福祉問題として完成する。解雇・出向・配転すら、もはや資本にとっては福利厚生問題の一つでしかない。

労働（組合）運動にとって「経済（闘争）」が基礎・基盤などという錯誤から、職場闘争論も（資本との闘争領域）論も自由ではなかった。賃上げですら「政治性・社会性」が問われていたにもかかわらず、現在ですら「労働組合はイデオロギー的に団結しているのではない。」などと言われている。

## トレードユニオンズの復権をめぐる

この間の木下武男の「ユニオンズの復権」をめぐる提起は筆者にとって興味を引く論考であった。（『労働情報』No.446・7やMR研『レビュー』No.9など。以下断りが無い限り「労働情報」からの引用）

資本との闘争領域における後退や、職場闘争の形骸化が労組活力の源泉を失わせしめたことは事実である。そして総評労働運動の末路を見れば明らかのように、「取引主義」に徹することも出来ず、またそうした活動を「黄色主義」として退け、木下が批判するような「働かないことブルジョア社会主義」という言説も含め、労働運動を外在化することがそれに拍車をかけた。

しかし「ユニオンズの復権」なる方針は「赤色労働組合主義」への批判としてはともかく、「制度化された労働運動」からの転換を推し進めることが可能とは思われない。木下が語るように「労働力商品の取引団体に徹することは、妥協、軟弱な運動とイメージされがち」であるが『経済主義』や『労働組合主義』が

はびこらなかつたことよって、どんなにおそろしい事態が日本で生まれているかは、過労死問題の原因をとくと考えればわかることだと思います。」という日本の労働社会の陥穽に対する指摘は、残念ながら結果解釈にすぎない。

### 労働過程という「内部」

労働者の矛盾は、企業内に止まらず政治的社会的および文化的精神的領域すべてにわたっている。だから「労働者の統一」を求め、「政治」を排し「取引団体」に徹することによって、「労働過程の支配」を再び取り戻すという、木下が提起する戦略もまた、敗北を余儀なくされるのではないだろうか。なぜなら労働運動が時代の転換の裂目をぬって噴出した無数の新しい社会運動と切り結ぶことなく、経済闘争（企業内の職業的運動）に自足し、それゆえ（闘争）現場から脱落したかのような現況を呈すに至ったことこそ、真に問題とされなければならない。もはや「取引団体」に徹する「労働者とし

ての利害」の共有性もフィクションにすぎない。

もちろん「取引団体に徹する」とことは、労働組合の「特権性」の剥脱であり、労働組合を農協や生協と同レベルの「利益団体」視することでもあり、前述したように労働運動への過重な意味付与から自由になれる。こうした視点は、その限りでは、今後我々が労働運動を考える際の出発点かもしれない。だが「取引団体」としての労働組合こそ、「ある意味で…労働の意味」を問うことができるのであり、「部分的労働を強いられ…賃金・労働条件という物質的なことに目的を限定しがち（な）産業別労働組合ではなく、「組合員が労働過程を支配していた」職業別労働組合（クラフト・ユニオン）から「労働過程を支配していた時代を、もう一度高い次元で復活する必要がある」という木下の結論は、労働運動にまた別の意味付与をするだけに終わるのではないだろうか。

### 「外部」としての労働者運動

かつての植民地・従属諸国や、世界システム論で言う「周縁」だけが「外部」のではない。同様にエコロジー運動で言う「地球環境」だ

けが外部ではない。女性も、外国人労働者も、企業が取り込みえなかつた「消費」すら「外部」である。

争議団、少数派組合あるいはコミュニティユニオンや地域合同労組などの運動の「原則性」「戦闘性」は、ある意味で「外部」であることに根拠を持っており、そこでの経済的運動（取引団体に徹する）は否応なしに社会性を帯びざるを得ないのである。

「社会性」なるものは、今のところエピソード的に語ることを以上をなさないが、女性ユニオンやおんな組合、外国人労働者問題、さらに管理職ユニオンそしてコミュニティユニオンなどはすべて、従来の労働組合の「外部」ですらある。そして、それらすべて「労働」であれば「生活」であれ、こう言うてよければ「生き方」を問うことから始まっている。

労働運動は原初的（すなわち生きること、どのような生きていくのかを問い始める）運動（組織へと解放しなければならぬ）。そこでは「労働者の統一」も「労働者多数の獲得」も結果であって、前提でも目的でもないと言いつつ必要がある。極論すれば、資本に包摂され尽くした「社会」に対抗しうるものを労働運動は

自然的に生み出しえない。  
いわば労働運動も、「もうひとつの社会」を基礎に、社会的権力関係の転覆―対抗権力・社会運動として

形成・発展・拡大させることである。言い換えれば「内部としての労働運動」とは区別された権力闘争をめぐる階級形成こそ、労働運動において

もカナメとなっている。(つづく)  
\*「外部としての労働者運動」論を立てるつもりではない。しかし思いが空回りしたまま、結論を急ぎすぎたかも知

れない。読者の皆さんの率直な批判・意見をお願いしたい。

古在 潔

# 家庭基盤充実施策は変わるとうとしているのか。

七月十六日労働省の諮問機関である婦人少年審議会の婦人部会は男女雇用機会均等法の見直しについての「中間まとめ」を発表した。また、七月三〇日には「男女共同参画審議会」(これは首相の諮問機関)が女性が男性と平等に社会に参加するための提言をまとめ答申した。

規定の撤廃が前提」として、規制強化を認める労働側と対立している。  
女性労働者をとりまく情勢を語る時、国家の女性政策全般を見て行く必要がある。今年のように矢継ぎ早にその政策論議の種がまかれていくのに、女たちが十分な反論をぶつけているのかといえ

いる。また、ポジティブ・アクション(積極的平等施策)では農協・漁協・労組に期限付目標導入、公務員への雇用と積極的登用計画策定を求めているという。

いっかが、国家政策の基盤を揺るがす大問題になっている。地域から、労働の場から

一九八五年に日本が批准した差別撤廃条約、一九九五年に批准した家族責任を有する労働者の機会及び待遇の均等に關する条約、北京会議行動綱領により国際的に外堀は埋まった感はあるが、国内法の改正は遅々として進まない。民法改正案が前国会に提出すら見送られたという状況である。

雇用機会均等法見直し論議については前号の記事で紹介済みであるので多くの説明は省きたいが、労働者側は募集／採用から退職まですべての局面での差別的扱いの禁止と、罰則や悪質な違反企業名の公表等を求め、使用者側は均等法改正は「労基法の女性保護

男女共同参画審議会答申では、性差別を禁止し、女性の地位向上に役立つ包括的な法律」を基本法として制定し、性犯罪に対する刑法の処罰規定の見直しや、性的虐待、夫からの暴力などに対応する法的措置の検討も必要だと

性差別割にたいする意識改革について学校での「女子向き、男子向き」進路指導を見直すよう求めている。さらに、無償労働の経済的評価による男性の認識を高める必要を述べ、政府が行動計画を策定した後の第三者のオンブズマンの登用も提案したという。

政府の縦割り行政の結果、総務庁と労働省とでそれぞれ性差別禁止法作成と均等法手直しが行われようとしている。

女性が生涯に生む子供の数がいよいよ一・四三という史上最低を更新した今年、女の生き方をどのように管理して

政府の縦割り行政の結果、総務庁と労働省とでそれぞれ性差別禁止法作成と均等法手直しが行われようとしている。

政府の縦割り行政の結果、総務庁と労働省とでそれぞれ性差別禁止法作成と均等法手直しが行われようとしている。

政府の縦割り行政の結果、総務庁と労働省とでそれぞれ性差別禁止法作成と均等法手直しが行われようとしている。

政府の縦割り行政の結果、総務庁と労働省とでそれぞれ性差別禁止法作成と均等法手直しが行われようとしている。

(Y・T)